



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
6月16日
第419号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 令和5年度地籍調査事業計画の決定(県民活動生活課) 1
- 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務の委託(文化芸術振興課) 2
- 滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務の委託(文化芸術振興課) 2
- 生活保護法による医療担当機関の指定辞退の届出(健康福祉政策課) 2
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療担当機関の指定辞退の届出(健康福祉政策課) 3
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) 3

○ 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課) 3
- 一般競争入札の公告(スポーツ課、警察本部会計課) 5

○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壌汚染対策法第6条第4項の規定による指定の解除(湖東) 8

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

- 土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部) 9
- 土地改良区役員退任公告(大津・南部、東近江) 9
- 土地改良区定款変更認可公告(大津・南部、東近江) 10

○ 公 安 委 員 会 告 示

- 道路交通法による指定講習機関および運転免許取得者教育を行う者の代表者の氏名の変更(運転免許課) 10

告 示

滋賀県告示第266号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定に基づき、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
大津市	大津市膳所および萱野浦の一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
彦根市	彦根市石寺町下石寺の一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
長浜市	長浜市高月町柳野中、高月町東阿閉、高月町宇根、高月町西野および東主計町の各一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
近江八幡市	近江八幡市白王町字向イおよび馬淵町字寺南の各一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで

草津市	草津市草津の一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
守山市	守山市勝部および川田町の各一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
甲賀市	甲賀市水口町虫生野の一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
湖南市	湖南市岩根の一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
高島市	高島市新旭町饗庭、新旭町深溝および安曇川町下小川の各一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
東近江市	東近江市五個荘山本町、五個荘平阪町、南須田町、市辺町、平林町、および市原野町の各一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
米原市	米原市長沢、入江、飯および寺林の各一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
日野町	蒲生郡日野町大字西明寺の一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
竜王町	蒲生郡竜王町大字岡屋の一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
愛荘町	愛知郡愛荘町蚊野の一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
豊郷町	犬上郡豊郷町大字安食西の一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
甲良町	犬上郡甲良町大字長寺の各一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで
多賀町	犬上郡多賀町大字富之尾字梨ノ木および大字多賀の各一部	令和5.4.1から 令和6.3.31まで

滋賀県告示第267号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 公益財団法人 びわ湖芸術文化財団 理事長 村田和彦 大津市打出浜15番1号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第268号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園 理事長 馬淵兼一 蒲生郡竜王町薬師1178
- 2 委託事務の内容 滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第269号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののう

ち、次のものから指定辞退の届出があった。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	辞退年月日
医療法人佑友会世一ク リニック	世一市郎	愛知郡愛荘町中宿字通町31番地3	令和5.6.30

滋賀県告示第270号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、法による医療支援給付のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから指定辞退の届出があった。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	辞退年月日
医療法人佑友会世一ク リニック	世一市郎	愛知郡愛荘町中宿字通町31番地3	令和5.6.30

滋賀県告示第271号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
児童通所支援事業所てのひら近江八幡音羽町	近江八幡市音羽町148番地	株式会社オンリーワン	三重県名張市桔梗が丘四番町一街区37番地	放課後等デイサービス	令和5.6.1	2550400291

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン彦根 彦根市里根町字船坂79番の1 ほか
- 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - 変更前 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 柳井隆博ほか1者
 - 変更後 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 久井大樹ほか1者
- 変更年月日 令和5年4月1日

- 4 変更の理由 三菱HCキャピタル株式会社の代表者が変更となったため。
- 5 届出年月日 令和5年5月30日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 令和5年6月16日から令和5年10月16日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年10月16日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 甲賀水口複合商業施設 甲賀市水口町北脇字岡本1772ほか54筆
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 柳井隆博ほか1者
 - (2) 変更後 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 久井大樹ほか1者
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 三菱HCキャピタル株式会社の代表者が変更となったため。
- 5 届出年月日 令和5年5月30日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
 - (2) 縦覧期間 令和5年6月16日から令和5年10月16日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年10月16日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン湖南 湖南市岩根4580番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 柳井隆博ほか3者
 - (2) 変更後 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 久井大樹ほか3者
- 3 変更年月日 令和5年4月1日

4 変更の理由 三菱HCキャピタル株式会社の代表者が変更となったため。

5 届出年月日 令和5年5月30日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

湖南省環境経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目1番地

(2) 縦覧期間 令和5年6月16日から令和5年10月16日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和5年10月16日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

一般競争入札の公告

令和5年度における長浜バイオ大学ドーム(県立長浜ドーム)LED照明更新業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 業務名および数量 長浜バイオ大学ドーム(県立長浜ドーム)LED照明更新業務 一式

(2) 業務の内容等 仕様書による。

(3) 履行期限 令和6年3月8日(金)

(4) 履行場所 長浜市田村町1320

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:家電・通信・冷暖房機器等

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において、資格審査の申請を行うこと。もっとも、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

(5) 入札予定物品の規格確認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札予定物品規格確認申請書(別紙様式1)および入札予定物品の規格等詳細を確認できる資料(カタログ等)

(2) 提出期限 令和5年6月30日(金)17時

(3) 提出場所 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(4) 提出方法 持参または郵便とする。

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3360

(2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和5年6月16日(金)9時から令和5年7月18日(火)13時まで

イ 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課 令和5年6月16日(金)から令和5年7月18日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(ただし、最終日は13時まで。)

- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所においてまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の提出方法 (1)に示す場所へ持参または郵送により提出すること。なお、郵送により提出する場合の送料は、自己負担とする。
- (6) 入札書の受領期限 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する場合は、令和5年7月18日(火)13時までに入札書を提出すること。持参の場合は、令和5年7月18日(火)13時まで滋賀県文化スポーツ部スポーツ課へ持参すること。郵便の場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により令和5年7月18日(火)13時まで滋賀県文化スポーツ部スポーツ課へ必着させること。なお、持参により入札書を提出する場合は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)および「7月18日開札 長浜バイオ大学ドームLED照明更新業務の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「7月18日開札 長浜バイオ大学ドームLED照明更新業務の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (7) 開札の日時および場所 令和5年7月18日(火)14時 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書および仕様書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be replaced: Lighting equipment, installation and disposal of existing lights included, 1 set

(2) Deadline for tender : 13 : 00, July 18, 2023

(3) For further information, contact : Sports Division, Department of Culture and Sports, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3360

一般競争入札の公告

公用携帯電話専用サーバシステムの更新整備について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年6月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 公用携帯電話専用サーバシステム(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年1月1日(月)から令和10年12月31日(日)まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品の供給等を行う体制が整備されている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書中の特記仕様書4(9)アからキまでに掲げる通信条件の全てを満たすことを証明する資料
- (2) 提出期限 令和5年7月4日(火)正午まで
- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課装備第二係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課装備第二係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2255)
- (2) 契約条項を示す期間 令和5年6月16日(金)から同年7月12日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和5年7月12日(水)午後5時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵

便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和5年7月13日(木)午後1時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Dedicated server system for official mobile phones, 1 set

(2) Deadline for tender : 17 : 00, July 12, 2023

(3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231(Extension 2255)

環境事務所告示

滋賀県湖東環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、令和5年滋賀県湖東環境事務所告示第2号により指定した要措置区域の指定を解除する。

令和5年6月16日

滋賀県湖東環境事務所長 浦山重雄

1 指定を解除する区域の所在地 彦根市高宮町字六斗代480番1、480番4、字三町頭490番1、490番5、490番8、494番5および497番11の各一部

2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり

3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物

- 4 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
 (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、佐川土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年6月16日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野正徳

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	岡本新次	大津市真野佐川町11番9号
〃	岡本政雄	同 所7番6号
〃	北林一夫	同 所9番18号
〃	北林清和	同 所6番7号
〃	杉本喜代一	同 所7番10号
〃	高間駒藏	同 所7番2号
〃	高間敏次	同 所7番28号
〃	高間義久	同 所8番37号
〃	瀧本昌幸	同 所10番13号
〃	安井善次	同 所7番20号
監事	高間一與	同 所7番23号
〃	南橋久男	同 所9番5号
〃	西上清紀	同 市真野五丁目26番22号

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	岡本新次	大津市真野佐川町11番9号
〃	岡本政雄	同 所7番6号
〃	北林清和	同 所6番7号
〃	高間敏次	同 所7番28号
〃	高間義久	同 所8番37号
〃	安井善次	同 所7番20号
監事	北林一夫	同 所9番18号
〃	岡本清一	同 所11番16号
〃	西上清紀	同 市真野五丁目26番22号

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上龍華土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年6月16日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野正徳

理事および監事の別	氏名	住所
理事	西村和典	大津市伊香立上龍華町527番地
〃	西村重彦	同 所509番地
〃	小門政則	同 市伊香立下龍華町328番地
〃	山本稔	同 市伊香立上龍華町502番地
〃	山田隆	同 所396番地

〃	澤田英弥	同市伊香立下龍華町301番地
〃	田中貴裕	同所314番地
〃	山口英雄	同所551番地
監事	田中康男	同市伊香立上龍華町405番地
〃	荒堀光信	同所416番地

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、岡山土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年6月16日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

理事および監事の別	氏名	住所
理事	岡田繁蔵	近江八幡市加茂町1058番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐川土地改良区の定款の変更は、令和5年6月9日に認可した。

令和5年6月16日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野正徳

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、愛東土地改良区の定款の変更は、令和5年5月30日に認可した。

令和5年6月16日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第61号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により指定講習機関として指定した者および第108条の32の2第1項の規定により運転免許取得者等教育の認定を受けた者のうち、次の者から代表者変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年6月16日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

名称	代表者の氏名		変更年月日
	変更前	変更後	
彦根自動車学校	澤兼人	真下幹弘	令和5.6.1